

逗子フィルムコミッション 行
(FAX:046-873-4520)

撮影利用申込書

①作品・番組名			
②撮影日	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日() 日間		
③撮影時間	時 分 ~ 時 分		
④撮影場所			
⑤撮影方法			
⑥使用目的			
⑦撮影人員	スタッフ 名 / キャスト 名 計 名		
⑧駐車車両	マイクロバス 台 / トラック 台 / ワゴン車 台 / 乗用車 台 その他 台 / 電源車 台 計 台		
⑨担当者	氏名		
	TEL	FAX	
	携帯		
⑩OA・上映予定	令和 年 月 日() 時 分 ~ 時 分 (放送局:)		
⑪保険について	種類	対象	
	会社名		
⑫手配等の協力依頼 内容について	手配項目: 宿泊・お弁当・駐車場・送迎タクシー・市民エキストラなど 申請手続: 公園・海岸・道路占用		
⑬その他の依頼事項			

誓約書

この撮影支援をご利用になる制作者は以下の事項に合意の上、署名してください。

- (1) 逗子フィルムコミッションの事業趣旨を理解し、「注意事項(別紙)」を守ります。
- (2) 施設、物品等の破損や事故等により損害が生じた場合の賠償については、制作者の責任において対応します。
(保険の加入・未加入にかかわらず)
- (3) 地域住民等のクレームやトラブルが発生しないよう注意をし、万が一発生した場合は制作者の責任において対応します。
- (4) 騒音や夜間照明等により現場周辺住民生活への支障がないよう、必ず事前に地域住民への説明をします。
- (5) 撮影終了後、施設・場所の原状回復や清掃をします。
- (6) 添付資料として、必要となる書類(企画書、シナリオ、図面等)を提出します。
- (7) 「逗子フィルムコミッション」とクレジットを明示し、同様に、希望があれば協力施設等の名称を掲載します。
- (8) 逗子フィルムコミッションの広報(ロケ風景、作品概要等を市広報や公式HPへの掲載)に協力します。
- (9) 撮影終了後に、撮影状況報告のためのスチール写真、及び完成した作品を提出します。
- (10) 逗子海岸での撮影に際して、「逗子 海・浜ルールブック」を遵守します。
- (11) 海水浴場開設期間中は、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例及び施行規則を遵守します。

令和 年 月 日

住 所
(連絡先:)

制作会社名

代 表 者 名